

【委員会審査レポート】

各委員会に付託された議案等について、議会最終日に委員長が審査経過と結果を報告します。



ではこうしないとうまくいかないという調整も行われている。

問 教育長と教育委員会（教育委員長）の関係および責任と権限、そして地位について。

答 教育委員長を除く教育委員の中から、教育委員会によって任命された教育長が教育委員会事務局の指揮監督の下に事務局を統括して執行する仕組みとなっている。

問 学校給食に関わる責任と権限について。

答 学校給食に関することについての責任は、あくまでも教育委員会にある。

問 給食運営委員会でNOの結論が出たら？

答 その内容について教育委員会に報告の上、協議がなされ、教育委員会としての意思決定がされる。最終的に決定するのは教育委員会。

所信表明について

問 広域道路網や都市計画道路の整備は、今後どのように進めるのか。

答 幹線道路として都市づくりを支える重要なものと考えている。とりわけ国道403号北バイパスの整備については、これまでと次元の

違う形で要望活動を展開していかなければならないと考えている。

問 包括的民間委託制度導入の狙いは。

答 一定区域の道路公園などの維持管理を包括して、公募等により地域の実情に精通した企業体等に複数年委託することで、経費の削減や計画的な設備投資の促進により地元業者の経営の改善および安定化が図られる。

平成27年度予算編成について

問 新年度の予算編成の基本的な考え方は。

答 平成27年度の予算編成については、既存事業の見直しを徹底して行い、限られた財源を次期総合計画に基づいた施策に重点的に配分すべく、予算要求において経常経費等に対してマイナスシーリングを設定するなど歳出抑制を図りつつ、徹底した事業の選択と集中に取り組んでいきたい。

看護系高等教育機関の新設について

問 平成30年4月を目標に設置が予定されている看護系高等教育機関に

おいて、正看護師養成コース、准看護師から正看護師への養成コース、准看護師養成コースの3つのコースを設けると示されたが、准看護師養成コースについては、昨今の医療技術の高度化、救急患者や入院患者に対する医療行為の自律性が必要とされる中、法的に制限のある准看護師を養成することは必要であるのか。

また、全国的にも准看護師養成学校は減少しており、正看護師の養成にシフトしてきている。准看護師の資格を取得後、正看護師の資格の取得を希望している方がとても多いという統計がでている。

こういった現状を踏まえ、市として准看護師養成コースの是非についてはどのように考えるか。

答 市としては、来年4月に専門組織の立ち上げを予定しているため、准看護師の養成コースの是非についても、有識者の方々と十分に意見交換を進めながら検討していきたい。



— 白鳥の郷公園 —

総務文教常任委員会

笹川信子 委員長

児童クラブの開設日数は国の基準以上 他市町村に比べても高水準

議第3号三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、小規模保育事業B型に従事する職員は、保育に当たる半数以上が保育士資格を有する者であれば、残りは保育経験がなくても市長の行う研修を修了した者であればよく、比率については国の基準と同じに規定したとのことでした。

議第4号三条市放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、今ある児童クラブは条例案の設備の基準を上回っていないところがあるため、現在拡充整備している。開設は午前8時から午後7時までで、日曜日、祝日、年末年始が休みとなっている。学校の長期休業中は、希望すれば午前7時から開設している。国の開設基準を上回っており、近隣市町村と比べても高い水準であるとのことでした。



市民福祉常任委員会

岡田竜一 委員長

居心地の良い空間へ！ かんきょう庵をデザインします

議第6号三条市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の制定について、国

の省令に基づく基準では、第1号保険者が6000人を超える圏域についての人員配置基準が明確でなかったため、市として6000人を超える圏域の後期高齢者人口に応じた人員配置基準を定めるもの。また、圏域内で後期高齢者人口が一定数を超えた場合には、職員を増やす反面、圏域の見直しも検討しなくてはならないと考えているとのことでした。

議第14号三条市民プールの指定管理者の指定について、老朽化している施設ではあるが、指定管理者からも修繕の要望をいただいているため、現場を確認し、先のことも考えながら修繕させてもらいたいとのことでした。

議第19号平成26年度三条市一般会計補正予算の衛生費について、かんきょう庵では、開館以来環境啓発を行ってきたが、価値観の押し付けのようところがあつたため、また来たいと思ってもらえるような施設としてどうあればよいかを検討した結果、居心地の良い空間づくりという新しい環境啓発にたどり着いたとのことでした。



経済建設常任委員会

山田富義 委員長

吉ヶ平自然体感の郷への アクセス道路に安全対策を

議第7号三条市吉ヶ平自然体感の郷条例の制定では、自動車の擦れ違いが困難な場所が多いアクセス道路の安全対策について、現状でも登山客等が往来していることから、最低限の安全は確保

されていると認識しているが、当該施設の利用者による通行量の増加が見込まれるため、対策について道路管理者である県と調整中であるとのことでした。

なお、27年6月の供用開始に向けたスケジュールについては、調整を始めたばかりなので、具体的には決まっていないが、工事は春からになると考えているとのことでした。

議第16号須頃郷地区内水対策整備（須頃郷第3号公園）工事請負契約の締結では、契約金額の割に工期が3月末までと短いことについて、年度内の完成は非常に厳しいと感じており、3月定例会で予算の繰り越しをお願いしなければならぬと考えているとのことでした。

なお、調整池の機能については平成27年の出水期までに完成させ、その後、地下に整備された調整池の上に公園を復旧させたいとのことでした。



議会運営委員会

佐藤和雄 委員長

議会の議決権を拡大

議第1号三条市議会の議決に付すべき事件を定める条例の制定について、三条市総合計画の策定に当たり、その基本構想を地方自治法第96条第2項の規定に基づき三条市議会の議決に付すべき事件としたいことから、条例を制定したいとのことでした。